

令和8年度群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務 企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので御留意ください。

1 業務の名称

令和8年度群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県では、県独自の情報発信体制の構築を進めているものの、ソーシャルメディアを活用した情報収集や庁内 SNS 等にかかるデータ分析等が十分に行えていない現状にある。

本業務は、ソーシャルメディアなど一般消費者の認識・欲求を収集するツールを導入し、県政上の主要なトピックについて、競合する他の自治体等との比較や、訴求対象のトレンドの詳細にかかる情報収集を行うことで、「その事業の在り方」「新しい事業のヒント・アイデア」「事業の戦略の方向性」を具体的にとらえることを目的とし、県の施策立案や効果的な情報発信に寄与するものである。更に、県保有の SNS アカウントから発信された内容の効果検証を行うことで、アカウントのフォロワーとの関係値向上や、フォロワー規模の拡大、効率的な投稿運用を実現し、庁内 SNS における発信事業の活性化を図る。

3 事業の内容

別添「令和8年度群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務委託仕様書」(以下仕様書という)のとおり

4 予算額

6,158,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

- ・応募に要する経費は含まない (提案者の負担とする。)
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整のうえ、再度見積書の提出を依頼する。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- ・国内に事業所を置く事業者であること
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・国税及び地方税を滞納していない者
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

7 スケジュール

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) プロポーザル公告 | 令和 8 年 2 月 24 日（火） |
| (2) 参加申込 | 令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 3 時必着 |
| (3) 質問受付 | 令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 3 時まで |
| (4) 応募期限 | 令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 3 時必着 |
| (5) 審査 | 令和 8 年 3 月中旬 |
| (6) 結果発表 | 令和 8 年 3 月下旬 |

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式 1）」をメールにて提出してください。

- (1) 提出期限 令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 3 時必着
- (2) 提出先 medepuro@pref.gunma.lg.jp

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課プロモーション戦略係
件名を「【参加申込】群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務」としてください。

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。質問する事業者は「質問書（様式 2）」をメールにて送付してください。なお、電話による質問は受け付けません。

- (1) 受付期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 3 時まで
- (2) 送付先 medepuro@pref.gunma.lg.jp

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課プロモーション戦略係

件名を「【質問事項】群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務」としてください。

(3) その他 質問に対する回答は、令和8年3月6日(金)中に質問者及び参加申込の意思表示があった業者へ、メールで回答します。

10 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式、表紙様式3)

イ 業務実施体制(様式4)

ウ 作業工程(任意様式)

エ 費用見積書(任意様式)

宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費額を明記してください。

オ 会社概要(パンフレット等)

カ 課税(免税)事業者届出書(様式5)

キ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可)

ク 決算書の写し

ケ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式6)

コ その他資料(適宜)

(2) 企画提案書について

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

・表紙には様式3を用いること。

・A4判、30ページ程度とすること。

(A3判はやむを得ない場合に限り使用可)

・仕様書及び評価の基準を踏まえ以下の事項を記載すること。

項目	内容
類似事業の経験や専門知識	○ 本事業に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積、本事業に類似する業務の実施経験について
提供ツール	○ 仕様書に定める条件を満たすものであることの説明 ・提供ツールにおける分析機能の内容 ・キーワード等分析条件の設定方法 ・分析可能な対象メディアについて ○ 仕様書に記載の内容以外に、本業務の目的の達成に有効と思われる提供ツールが実装している機能がある場合にはその内容
導入・運用支援	○ 提供ツールの操作や有効な分析条件の設定方法などに関するサポート体制

	<ul style="list-style-type: none"> ・提供ツールを使用して得られた結果に対して群馬県が行う分析・考察への助言等業務の支援体制（責任者、担当者の配置、実務経験など）及び支援の内容
分析結果報告作成、考察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 群馬県に関する評価や認知について分析、把握するための手法 ・提供ツールのどのような機能を活用し、何を把握することができるのか ○ 分析結果を基に、より効果的な情報発信を行うための考察を実施する業務体制（責任者、担当者の配置、実務経験）や過去の同種の業務の実績 <p>※群馬県の推進する事業に関わるキーワードや県公式アカウントに係る分析結果報告をサンプルとして提示すること</p>
事業費	○ 事業費全体の積算の内訳

(3) 費用見積書（様式は任意）

金額（消費税及び地方消費税を含む）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。

※積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

※見積額は、4の予算額の範囲内とすること。

(4) 提出方法・提出期限

ア (5) 提出先のメールアドレスあてに PDF 形式にて提出すること。

イ 提出期限 令和8年3月9日（月）午後3時必着

(5) 提出先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課プロモーション戦略係

（電話）027-898-3858（直通）

（メール）medepuro@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【企画提案】群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務」とすること。

※メール送信後は必ず電話でメールの受信確認をすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、県のファイル共有システムを案内するため、上記連絡先に連絡すること。

(6) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。

- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。
- ・提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象となりません。

11 審査及び結果通知について

(1) 審査

審査は、令和8年度群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）が行う。提出された書類等について以下の審査基準に基づき総合的に審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決定し、第1位の者を受託の優先交渉者を決定します。

【審査基準】

項目	内容
1	基本方針について (事業の趣旨や仕様書の内容に関する理解)
2	企画提案内容に関すること (ツールの分析機能内容・操作性、効果的な分析結果報告)
3	実施体制等に関すること (サポート体制、業務遂行能力、業務への熱意)
4	積算に関すること (見積金額の妥当性)
5	総合評価 (全体的な整合性)

(2) 審査結果

- ・得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。
- ・総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優先交渉者としがないことがある
- ・審査結果は、令和8年3月下旬を目途に、応募者全てに文書により通知します
- ・審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 非特定理由に関する事項

審査で優先交渉者とされなかった者は、11(2)の通知を受けた日の翌日から起算して7日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることが出来る。

12 契約

- (1) 上記11において選定された者を事業の委託契約候補者として協議を行い、随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。

- (3) なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (4) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

13 留意事項

- (1) 本公募に係る一切の費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容は、修正することができません。
- (3) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。
- (4) 提出された書類は、審査に必要な場合、複製することがあります。
- (5) 申請者が提出書類等に虚偽の記載を行った場合には、当該提案を無効とし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- (6) 提出後に辞退する場合には、速やかに県へ連絡するとともに、辞退届（様式7）を提出してください。
- (7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

14 問合せ・連絡先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
群馬県知事戦略部メディアプロモーション課プロモーション戦略係
(電話) 027-898-3858 (直通)
(メール) medepuro@pref.gunma.lg.jp